**カスタマーハラスメントに対する基本方針**

|  |
| --- |
| はじめに |

　瀬戸市サッカー協会は、各種別事業遂行環境とご参加して頂く皆さまの心身の健康及び安全を守ることを目的として、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定し、万が一該当する行為がありましたなら本方針に沿って毅然と行動し、組織的に対応いたします。

|  |
| --- |
| カスタマーハラスメントの定義 |

・威圧的、脅迫的な言動、暴言、暴力

・人格を否定する執拗な発言、個人を侮辱する発言

・過剰または不合理な要求

・SNSやインターネット上での誹謗中傷

・その他のハラスメント行為（相手が脅威、不快だと感じれば、それはハラスメントです。）

|  |
| --- |
| カスタマーハラスメントへの対応 |

　・カスタマーハラスメント発生時の対応体制の構築及び対処方法の研修実施

　・カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置

　・瀬戸市や警察、弁護士等外部専門家との連携

万が一、上記カスタマーハラスメントに該当する行為がありましたなら、今後は当協会事業に対して一切の関与をお断りさせて頂きます。

瀬戸市サッカー協会